



情報(第 127 号)



令和 3 年 6 月 30 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦/和田 秀夫
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>

岩国市寂地峡「龍尾の滝」(令和 3 年 6 月 19 日) 水が旨い!

育児・介護休業制度その 3

育児は、それを取得すること自体幸せな局面です。一方で介護は、大変負担感を覚えることであるとともに、誰にも起こり得る事態です。

介護休暇制度を紹介する前に、介護における社会的な側面をみておきましょう。



1 高年齢者の願い

当職は、年が 33、3 月生まれのものですから、過日、老齢厚生年金の裁定請求を行い、今月、年金証書が届きました。「俺も年金受給者の仲間入りか」と、有り難い思いの一方で、高齢に伴う不安感の高まりを感じます。気持ちはいつも若くて、東京オリンピック出場を狙っておりました (サッカーの優勝請負人監督として)。しかし、年金受給者という事実、世間では高年齢運転者の自動車事故等を目にすると、運転免許をいつまで所持しようかとの発想になります。気持ちも体も元気でいたいとは叶わない現実です。

ところで、当職の父は、平成 26 年 3 月に 92 歳で他界しました。生前、「ピンころりで死にたい」が願望・口癖で、主治医にもその薬を出せと、再三要求するものですから「そんな薬はありません」と呆れられておりました。そう言うのは、自分がというよりは子どもに迷惑をかけたくないとの一心で、親は有り難いものです。

2 母の命を奪ったがもう一度母の子に

平成 18 年 2 月、京都市桂川の遊歩道で、無職の長男 (事件当時 54 歳) が認知症の母親 (86 歳) の首を絞めて殺害し、自身は自殺未遂に終わった事件があります。

報道によると、平成 7 年、父親が死亡、長男と母親との二人暮らしとなり、母親が認知症を発症。10 年後には週の 3~4 日は夜間に徘徊して警察に保護される状態で、長男は仕事を休職して介護にあたり、収入が無くなったことから生活保護を申請したが、「休職」を理由に認められなかったそうです。

母親の症状はさらに進み、やむなく退職。介護サービスの利用料や生活費も切り詰めたが、家賃などが払えなくなり、心中を考えるようになります。

そして当日、残った小銭を使ってコンビニでパンとジュースを購入、死に場所を探して桂川の河川敷へ向かいます。

長男：もう生きられへんのやで。ここで終わりや。

母親：そうか、あかんのか。

長男は、母親の首を絞め殺害。包丁で自らを切りつけ、木で首を吊ろうとしたが、巻きつけたロープがほどけてしまったところで意識を失い、通行人が 2 人を発見したということです。

京都地裁は平成 18 年 7 月、長男に懲役 2 年 6 月、執行猶予 3 年の判決を言い渡しています。(デイリー新潮平 18. 11. 16)。

3 事件の感想

さて、当職の妻の母親が介護施設のお世話になっており、その費用は、当人の老齢基礎年金・遺族厚生年金で賄えており、当家庭に金銭負担は生じておりません。

前項の事件では、報道で何も触れられていないことから、年金の受給権がなかったのでしょうか。父親に老齢厚生年金の受給権があれば、母親は遺族厚生年金の受給ができるし、母親が国民年金保険料をきちんと納付していれば満額の老齢基礎年金が受給できます。

このように、若いときに働いている・保険料納付をしていることによりとても助かるわけです。年金は、個々人の最後の砦なのです。

また、当職の例のとおり、若い世代にも恩恵があるのです。

4 高齢者虐待

厚生労働省が行った高齢者に対する養護者（家族・親族・同居人等）における虐待判断件数調査をみてみましょう。

虐待の発生要因は、次のとおりです（複数回答）。

- (1) 虐待者の性格や人格に基づく言動 9,178 件（54.2%）
- (2) 被虐待者の認知症の症状 9,037 件（53.4%）
- (3) 虐待者の介護疲れ・介護ストレス 8,183 件（48.3%）

【令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果】

年度	虐待判断件数	相談・通報件数※
令和元年度	16,928	34,057
平成 30 年度	17,249	32,231
増減	-321	1,826

※調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数

5 介護に対する備え

認知症に対して、対応したことがある方ならばほとんど困って、疲れたとの体験がおありでしょう。前項の調査は、身内である養護者が虐待をしているのであり、それは困り果てたことによるものなのでしょう。

介護に対する備えは、介護保険、介護休業、年金給付（介護のみならず老後生活全般）とあり、これら全体が機能することが大事です。2 の事件は、介護により退職をしており、介護休業・介護休暇により、退職しなければ給与収入が得られ、また、職場同僚から励ましを受け、気晴らしもできたのではないのでしょうか。

次号から介護休業について解説していきます。

当法人では就業規則（育児介護休業）改定のご相談・作成を承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦/和田秀夫

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

URL: <https://ginza-syaroushi.com/>